

徳島県情報公開審査会答申第74号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成20年10月1日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「現時点の徳島県から徳島県国保連合会に貸しつけている貸付金の総額」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成20年10月14日、実施機関は、本件請求に係る公文書が存在しないことを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成20年10月29日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成20年11月5日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、全部公開を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 徳島県から徳島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）への貸付金について、平成14年度から調べたところ、歳入の諸収入として貸付金元利収入、民生貸付金、県国民健康保険貸付金として存在していた。

国保連合会の過去の決算書の中に、「徳島県貸付金国民健康保険 220,000 千円」と記載されている診療報酬支払資金貸付状況の文書が存在している。文書が存在しないというのは明らかな嘘であり、事実の隠蔽を図ろうとしている。

- (2) 貸付金という名目では平成18年度からは無くなっているが、未収金か預り金か分からないが、実質、県が国保連合会に貸し付けて返ってくることになっている金があると思う。これらについても貸付金と同じものであり、その文書の公開を求める。

他にも、名目として市町村に貸し付けたことになっているものでも、実際に支出した先が国保連合会であるものについては、実質は国保連合会に対する貸付金であると考えられる。これらについての文書の公開も求める。

- (3) 平成15年度に181,700千円貸し付けたのは、前知事が知事になったのを利用して、平成13年度、14年度に貸し付けられなかった分も含めて3年間分を一気に貸し付けたと考える。貸付金となっているが、実質は戻ってこない金になっているのではないかと考える。

また、平成18年度に国保連合会に対する貸付金が存在しなくなっているが、前那賀町長の横領事件と関連があると考えられる。

さらに、平成18年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の中小企業近代化資金貸付金の小規模企業者等設備貸付事業資金貸付金に2億5千万円とあり、平成17年度の国保連合会貸付金と金額が一致する。私は、この金は国保連合会に対する貸付金であり、一般会計から特別会計に付け替えただけではないかと思う。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件処分の理由について

本件請求は、「現在時点の」、すなわち、本件請求のなされた平成20年10月1日時点という限定のもとに、「徳島県から徳島県国保連合会に貸しつけている貸付金の総額」とされている。

このことから、本件請求の対象公文書は、徳島県から国保連合会に対する貸付金の平成20年度貸付実績総額又は貸付残高総額を示す文書と解される。

しかしながら、徳島県から国保連合会に対する貸付金としては、直近では平成17年度に貸付実績があるものの、当該年度内に償還されており、平成18年度以降は予算計上しておらず、貸付は行われていない。

平成20年度についても同様に、貸付は行われておらず、貸付実績、残高とも存在

しない。

そのため、当該事実を示す文書を作成若しくは取得しておらず、本件請求の対象となる公文書は存在しない。

2 その他

異議申立人が主張する「徳島県貸付金国民健康保険220,000千円 診療報酬支払資金貸付状況」との記載がある文書については、平成19年1月10日に行った徳島県による国保連合会に対する指導監督の際に取得した文書の一部であり、異議申立人からの別件の公文書公開請求に対して公開したものである。

当該公文書は、平成17年度における徳島県から国保連合会に対する貸付金に関する資料であり、この文書が存在することをもって、請求対象公文書が存在するという異議申立人の主張には、理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

当審査会は、本件事案について、請求の対象となる公文書の不存在を理由とした本件処分が、条例に照らし妥当であるかどうか検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 徳島県から国保連合会に対しての貸付金については、平成17年度までは実績があるが、その全てが同年度内に償還されており、平成18年度以降は実績がない。

したがって、現時点、すなわち平成20年10月1日時点での国保連合会に対する貸付金の総額を記載した公文書が存在しなくても、何ら不自然・不合理な点はない。

(2) なお、当審査会において、徳島県から国保連合会に対し、名目上は貸付金とはなっていないとしても、他の予算科目の名称で、返還合意のもとに金銭を交付している事実がないか調査したが、そのような事実はなかった。

また、国保連合会を介しての市町村への貸し付けについても、市町村に対する貸し付け実績自体がなく、そのような事実はなかった。

(3) 以上により、本件請求の対象となる公文書を実施機関が保有していないことを理由に本件処分を行った実施機関の判断は、妥当である。

3 その他

異議申立人は、本件処分の妥当性とは直接関係のない点について種々主張するが、

いずれも当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年11月5日	諮問
11月28日	実施機関からの理由説明書を受理
平成21年1月9日	異議申立人からの意見書を受理
4月17日	審議（第65回審査会）
5月19日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議（第66回審査会）
6月22日	審議（第67回審査会）
7月24日	審議（第68回審査会）